



「アイ・エー 経営者通信」送付のご案内

向暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

2022年以來2年ぶりの値上げ？

火災保険の保険料が24年度に約1割強引き上げられる見通しであるという報道がありました。22年10月以来となれば過去6年で4度目の引上げ、全国平均で13%となれば過去最大の値上げ幅となります。また、近年の自然災害増加により支払が増大している水災保険料は、現状全国一律の保険料となっておりますが、市区町村別で5段階に分けての適用が見込まれています。いずれにしても、台風など自然災害の多発で保険金支払い額が膨らんでいることが要因となっており、金融庁の審査を経て正式に発表される予定とのことです。

対象外！？

法人向けの火災保険は24年の引上げは対象外のようです。値上がりしなかったとしても、決して安価ではない火災保険料。少しでも安くしたいと思うのは当然のことと思います。個人向けの火災保険は「建物」と「家財」に対して保険を掛けます。アパートなど借家にお住まいの方については「建物」は加入対象ではなく、「借家人賠償」と「家財」が対象となります。非常にわかりやすく間違ふことはまずありません。対して、法人向けの火災保険はどうかというと、「建物」「家財」「設備・什器」「商品・製品」「屋外設備・装置」などの区分ごとに保険を掛けることとなります。さらに使用している建屋が自己所有か否かによって、設備としてみなされる範囲が変わるケースがあります。地下ポンプ室への浸水被害や、建物備付の太陽光発電設備への風災被害があった時など、その判断が分かれることがあります。いざ被害に遭った時に対象外とならないよう事前によく確認しておくことをお勧めいたします。

そもそもが、対象外…

台風の影響でA社の看板が壊れて、隣家のB宅にあるクルマに傷を付けてしまったというケース。多くの場合は被害の原因は台風のせいということになり、A社の加入している保険はB様にお支払できないということが一般的です。火災保険では、自己の所有物について自ら守るという性質が強く、他人に与えた迷惑については別の特約、または別の賠償責任保険で対応することになります。現在ご加入の保険がご自身のイメージ通りに支払われるか？こんなはずじゃあ…となる前に、確認しておいた方がよいと思いますがいかがでしょうか？では今月もよろしくお願ひ申し上げます。

～トピックス～

先週のニュース。大手損保会社4社が不適切な取引…。大手私鉄会社の火災保険の共同契約をめぐって不適切な調整行為があったようです。以前にも生命保険会社の社員や職員による問題が周期的に起きています。

まずは、ご心配ご迷惑をお掛けしていることを申し訳なく思います。

あくまで私個人の感覚ですが…。

ある保険会社の事務所に伺うと、旧態依然としたノルマ至上主義の慣習が企業風土として残っているように感じます。また、日頃は管理監督の立場で厳しく指導しているのに、いざ数字を失う選択を迫られると、それまでの厳しいスタンスから懸け離れたグレーな対応をしようとする雰囲気も見掛けます。ホワイト企業を自負し、SDGsに積極的に取り組み、コンプライアンスやガバナンスのしっかりした、一部上場の優良企業でさえ…です。

どんな世界にも本音と建前はありますが、保険業はお客様の安心という、見えない商品を扱う業界です。

私たちは、地域の保険代理店としての立場ではありますが、常にお客様に寄り添い、常に正しい判断をしながら仕事をしたいと思っています。間違ふことはあると思いますが、勇気をもって正せるようにありたいと思います。まずは間違わないよう、ミスを無くす(減らす?)ことを頑張ります。(浅井)



ケイトウ

7月

(文月) JULY

17日・海の日

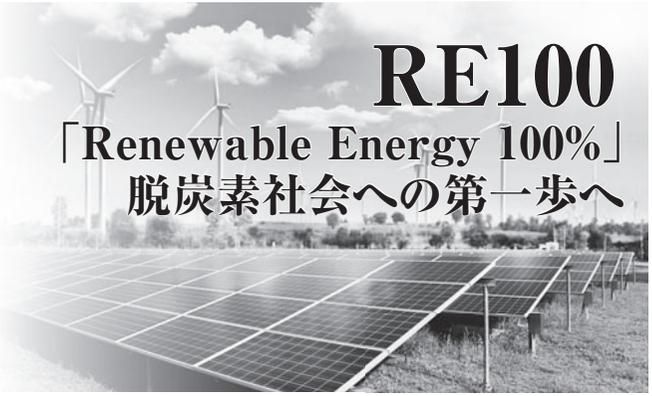
日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント 賃上げ促進税制とNISA奨励金

賃上げ促進税制では、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは特に限定していません。事業主が職場つみたてNISAを利用する従業員へ給付する奨励金を福利厚生費など給与以外で費用計上していても、その奨励金は同税制の対象となる「給与等」に該当します。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税 / 固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月18日
- 労 務 / 労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日



RE100

「Renewable Energy 100%」 脱炭素社会への第一歩へ

頻発する異常気象は地球温暖化が引き起こしていることは間違いないと加速させていることは間違いないとありません。それを食い止めるためにあらゆる企業にとって他人事にはできなくなっている脱炭素社会。世界のビジネスシーンでは「RE100」というムーブメントが起きています。RE100とは一体どのようなものでしょうか。

一 「RE100」とは

RE100（アールイー100）とは、「Renewable Energy 100%」の略で事業に使用されるエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを指す国際的な企業連合です。この国際的な企業連合を「国際イニシアチブ」と呼ぶことがあります。2014年イギリスで発足したRE100は、ゲル、イケアなど世界中の名だたる企業が参加しており欧米企業だけでなく中国・インドといったアジアの企業も参画に至り、地球温暖化・気候変動の危機感、世界共通の認識として企業活動から脱炭素社会への移行を実現させようという意識の表れでもあります。

2015年、国際気候変動枠組条約「COP21」で地球温暖化防止のために「パリ協定」が採択され長期目標として世界の平均気温の上昇を工業化以前に比し2度より低く抑えて1.5度以内の水準にすることが掲げられました。

また同年、SDGs（持続可

能な開発目標）の目標7に「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標13には「気候変動に具体的な対策を」があり、RE100の取り組みはこれらと連動しています。

二 「RE100」に取り組み メリット

1 電力調達コストの低減と安定供給

影響力の大きい大企業がRE100に加盟し、その取り組みを通して温室効果ガスの大部分を占めるCO₂の排出量を削減することは地球温暖化を防止する現実的な力となります。大企業が率先して再生可能エネルギー調達を必要を発信することで市場規模が拡大し調達コストが低下し安定した再生エネ（再生可能エネルギー）供給を受けられるようになってきます。

経済産業省の試算では、2030年時点の1キロワットあたりの発電コストは事業用の太陽光で8・2円〜11・8円になると発表しており、化石燃料を含む他の電源に比べて最もコストが低いことが公表されています。

2 投資家へのアピール

近年、投資家は環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)要素も配慮している企業を重視するいわゆるESG投資を大幅に強化しています。

CO₂排出量の少ない企業は企業価値が大きく、RE100に加盟し再生エネ100%調達にコミットする企業姿勢を示すことは世界中の投資家へのアピールとなります。

RE100に加盟することは企業ブランディングに繋がります。金調達方法の一つとなるのです。

3 化石燃料の高騰リスクの回避

ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルスの影響で石油・石炭の価格が高騰しており化石燃料による発電はリスクが高いという認識は言うまでもありません。

再生エネによる電力比率が高まればこのような将来的な化石燃料の高騰リスクを回避することが可能となります。

三 日本における RE100

日本では JCLP（日本気候リーダーズ・パートナーシップ）が RE100 の地域パートナーとなっていて、各企業は JCLP を窓口にして RE100 に加盟しています。2023年3月時点で RE100 に加盟する日本企業は78社で、これはアメリカ企業に次ぐ数です。

◆事例①リコー

リコーは2017年4月、日本企業で初めて RE100 に加盟し、2030年度に再生可能エネルギー使用率を50%とする目標を掲げています。2022年の二酸化炭素（CO₂）排出量を2015年度から30%削減するとし、2021年度は28%削減しています。

◆事例②城南信用金庫

世界的には金融関係の企業が多いのに対し、日本では建設業、電気機器、小売業が割合を占める中、国内金融機関で初めて RE100 に加盟したのが城南信用金庫です。同金庫では、本店・支店で使用する電力の98%を2019年から再生可能

エネルギー（バイオマス発電）に切り替えています。残りの2%の電力については、国が運営する「Jークレジット」を購入することで CO₂ をオフセットし、事業で使用される電力は再生可能エネルギー実質100%となつています。

◆事例③イオン株式会社

国内外で約300モール、総合スーパー約630店舗を展開し2050年までに店舗での CO₂ 排出量をゼロにする目標を掲げ、具体的な取り組みとしては太陽光発電設備の導入、再生可能エネルギーの自社調達、IoT 運用改善による CO₂ 削減などです。

四 「RE100」への加盟要件

参加するには厳しい要件があり現実的には大企業向けとなります。JCLP の主な要件は、次の通りです。

- (1) 消費電力量が年間100GWh以上であること
- (2) 現在、日本企業は50GWh以上で緩和されています。自事業で使用する電力の100%再生エネ化に向け期限

を切った目標を設定し、公表すること

- (3) グループ全体での参加及び再生エネ化にコミットすること

五 再生エネ100宣言 RE Action

RE100は大企業向けであるのに対し、日本では中小企業でも参加できる「再生エネ100宣言 RE Action（アールイーアクション）」が2019年に発足しました。再生エネ100宣言 RE Actionとは、企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生エネ100%利用を促進する新たな枠組みです。参加団体も300を超えています。

★参加要件

①遅くとも2050年までに使用電力を100%再生エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること、②再生エネ推進に関する政策提言の実施、③消費電力、再生エネ率等の進捗を毎年報告することを挙げています。

★参加費（年額）等

企業の従業員数によって2万5000円から20万円となつており、特典としては再生エネ100宣言 RE Action のロゴの利用（WEBサイトや名刺、会社案内等でのPR可能）や具体的な再生エネ導入情報の収集や参加団体間の交流等に参加できます。交流の場があることで大企業と取引できるビジネスチャンスにもなりえます。

企業は「RE100」あるいは「再生エネ100宣言 RE Action」に取り組むことで企業価値を高め、更にはESG投資の呼び込みにもつながり、競争優位を創出するブランドイメージ戦略となっています。化石燃料の継続的な調達に対するリスク回避、安定した価格での電力調達が可能になるなどのメリットは述べたとおりですが投資家や消費者といったステークホルダーに対し、環境への取り組みをアピールする必要が年々高まる中、比較的取り組みやすいこれらの宣言を脱炭素経営の第一歩として踏み出してみたいかがでしょうか。

令和5年度税制改正 相続・贈与税 関係の見直し

令和5年度の税制改正では、資産移転の時期の選択により、立的な税制を構築するため、相続税と贈与税の取り扱いが見直されました。

一 相続前贈与の加算

相続または遺贈により財産を取得した人が、その相続の開始前3年以内に、相続の対象となる被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価格が相続税の課税価格に加算されます。そして相続税の課税価格に加算された贈与について

贈与税が課されているときは、その贈与税の税額を相続税から控除することができます。

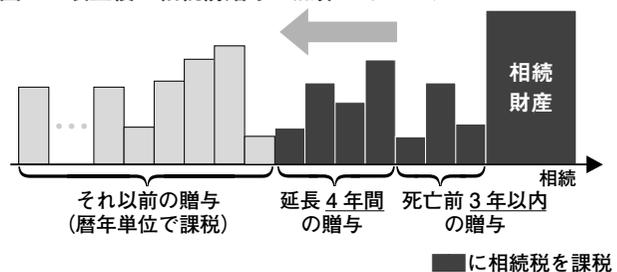
今回の改正によって、相続開始前に贈与があった場合に相続税の課税価格へ加算される期間が、相続開始前3年以内から7年以内に延長されることになりました。加算期間が延長された部分（相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産）については、その財産の価格の合計額から100万円を控除した残額が、相続税の課税価格に加算されます（図1参照）。

なお、この改正は令和6年1月1日以後の贈与財産に係る相続税から適用されますので、加算期間は令和9年以降、順次延長され、7年となるのは令和13年以後の相続からです。令和6年以後の相続からすぐに7年前までの贈与が加算されるわけはありません。

二 相続時精算課税の見直し

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の子や孫などに対して

図1 改正後の相続前贈与の加算のイメージ

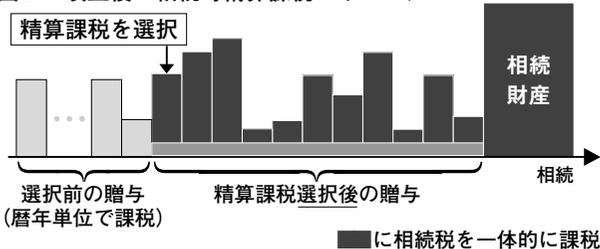


- ・加算期間を7年に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

財務省資料より

資産を贈与した場合に適用することができると、累積で2500万円までは贈与税が非課税となり、2500万円を超えた場合には超えた部分に対して20%の贈与税が課税されます。相続時精算課税制度を選択すると、選択した後の贈与についてはすべて相続時精算課税制度の対象となる贈与者の相続財

図2 改正後の相続時精算課税のイメージ



- ・毎年、110万円まで課税しない
 - ・110万円までの基礎控除部分は、相続財産に加算しない
 - ・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算
- 財務省資料より

産に加算して相続税の計算を行うこととなります。また、一度相続時精算課税制度を選択すると、暦年贈与に戻することはできません。

従来、相続時精算課税制度によって贈与税額を計算する際には、暦年贈与にある110万円の基礎控除を適用することはできませんでしたが、これが令和5年度税制改正により、相続時精

算課税制度においても、暦年贈与の基礎控除とは別に、110万円の基礎控除が設けられました。また、相続時精算課税制度の対象となる贈与者の相続税の計算の際には、110万円の基礎控除を控除した後の残額を相続財産に加算することになりました(図2参照)。

この改正は、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

また相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

三 教育資金の一括贈与の改正

30歳未満の人が教育資金に充てるため、金融機関などの契約に基づき、直系尊属から①信託受益権などを取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行などに預入をした場合、③書面による贈与により取得した金銭などによって証券会社などで有価証券を購入した場合には、その信託受益権などの価額のうち1500万円まで

は非課税になります。この制度を教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度といいます。

この制度を選択した場合、契約期間中に贈与者が死亡した場合、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額を控除した残額のうち一定の金額については、受贈者が23歳未満など一定の要件を満たした人の場合を除き、相続財産に加算されることとなります。

今回の改正で、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢などに関わらず、相続財産に加算されることとなりました。

教育資金の一括贈与は、受贈者が30歳に達するなど、一定の事由が生じた場合には、契約が終了します。このとき残額に対して、従来は特例税率により贈与税が課税されましたが、今回の改正で、一般税率が適用されることになりました。

四 結婚・子育て資金の一括贈与の改正

18歳以上50歳未満の人が結婚・子育て資金に充てるため、

金融機関などとの契約に基づき、直系尊属から①信託受益権などを取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行などに預入をした場合、③書面による贈与により取得した金銭などによって証券会社などで有価証券を購入した場合に

は、その信託受益権などの価額のうち1000万円までは非課税になります。この制度を結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度といいます。

この制度を選択した場合、契約期間中に贈与者が死亡した場合、非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を控除した残額のうち一定の金額については、相続財産に加算されることとなります。

結婚・子育て資金の一括贈与は、受贈者が50歳に達するなど、一定の事由が生じた場合には、契約が終了します。

このとき残額に対して、従来は特例税率により贈与税が課税されましたが、今回の改正で、一般税率が適用されることになりました。

表1 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与 新旧対照表

	教育資金		結婚・子育て資金	
	旧	新	旧	新
非課税枠	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円
適用期間	R5.3.31まで	R8.3.31まで	R5.3.31まで	R7.3.31まで
受贈者	30歳未満	30歳未満	18歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満
贈与者死亡時	23歳以上のうち一定の人は相続財産に加算	相続税の課税価格の合計額が5億円超の場合、23歳未満でも加算	残額は相続財産に加算	残額は相続財産に加算
契約終了時	特例税率を適用	一般税率を適用	特例税率を適用	一般税率を適用

高額な医療費を支払ったとき の保険給付(高額療養費制度)

健康保険制度には、高額な医療費を支払ったときに、「高額療養費」として自己負担した金額の払い戻しを受けられる制度があります。今回は、この高額療養費制度についてQ&A形式で解説いたします。

なお、健康保険の保険者(医療保険制度の運営者)は、「協会けんぽ」と「健康保険組合」の2種類に大別することができ、今回は、主に協会けんぽの制度に基づいて記載しています。健康保険組合は、健康保険組合ごとに手続きや給付内容(例えば、法令を上回る付加給付など)が異なる場合もありますので、各健康保険組合の案内をご参照ください。

一 制度概要

Q 高額療養費とはどのような制度でしょうか。

A 高額療養費は、同一月にかけた医療費の自己負担額が高額になった場合に、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が後で払い戻される制度です。

自己負担限度額は、所得区分や年齢により異なります(次頁表参照)。

Q 手続き方法を教えてください。

A 「健康保険高額療養費支給申請書」を作成し、保険者に提出します(協会けんぽの場合、都道府県の各支部に郵送もできます)。書類は暦月単位で作成する必要があります。

Q 申請書はどこで入手すればよいですか。

A 協会けんぽの場合は、ホームページからダウンロードができます。申請書のほか、記入例や記入方法が書かれた手引

きも公開されています。

健康保険組合の場合は、職場の健康保険等を担当する部門または各健康保険組合にお問い合わせください。

Q 申請の際に添付する書類はありますか。

A 添付書類は、個々の状況に応じて異なります。例えば、自己負担限度額の所得区分(後述)が低所得者に該当する場合は「非課税証明書」を求められます。

Q 高額療養費が払われるまですべてのくらの期間がかりませんか。

A 医療機関等から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行いますので、診療月から3か月以上かかりません。

Q 医療費が足りません。補助制度はありますか。

A 高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸付する「高額医療費貸付制度」があります。高額療養費の支給を行うときに、貸付金との清算を行った上で、残金は指定された金融機関に振り込まれます。

Q 入院を予定しており、窓口で支払う金額が高くなりそうです。費用負担を抑える方法がありますか。

A 医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」の発行手続きをし、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることもできます。

70歳以上75歳未満で所得区分(次頁表)が一般、現役並みⅢの方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

二 支給額・自己負担限度額

Q 高額療養費はどのように計算されるのですか。

A 窓口で負担した金額のうち、自己負担限度額を上回る額が支給されます。ただし、保険外の診療、食事代、差額ベッド代などは対象外です。

Q 被扶養者が通院して負担した金額も高額療養費の対象となりますか。

A はい。被扶養者の療養等によるものも対象になります。

す。自己負担額は世帯（被保険者とその被扶養者）で合算し、限度額を超えたものを高額療養費として受給できます。

Q 「自己負担額を世帯で合算する」とはどのようなことでしょうか。

A 70歳未満の場合は、医療機関の窓口ごとに支払った自己負担額（1か月分）を計算し、2万1000円以上のものを合算することができます。なお、同じ医療機関であっても、歯科外来に比べて計算することに注意が必要です。

例えば、同一病院への入院で1万5000円、外来で1万円を負担した場合は、いずれも2万1000円に満たないため合算対象とはなりません。

70歳以上の場合、2万1000円以上の要件はなく、自己負担額をすべて合算することができます。

Q 年間の医療費が高額となるときに、高額療養費はどのようにになりますか。

A 同一世帯で1年間（診療月を含めた直近12か月）に

3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担限度額が変わります（下表「多数該当」参照）。

そのほか、70歳以上75歳未満の場合で基準日（7月31日）時点の所得区分が、一般所得区分または低所得区分に該当するときは、前年8月1日～7月31日までのうち、一般区分または低所得区分であった月の1年間の外来療養の自己負担限度額の合計が14万4000円を超えた場合に、その超えた金額を支給、人工透析を実施している慢性腎不全の患者について、自己負担の限度額を1万円にする等の制度もあります。

自己負担限度額 70歳未満

所得区分	自己負担限度額	多数該当
区分ア（標準報酬月額83万円以上）	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ（標準報酬月額53万～79万円）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ（標準報酬月額28万～50万円）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
区分エ（標準報酬月額26万円以下）	57,600円	44,400円
区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

自己負担限度額 70歳以上75歳未満

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
① 現役並み所得者	現役並みⅢ （標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当：140,100円]	
	現役並みⅡ （標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当：93,000円]	
	現役並みⅠ （標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当：44,400円]	
② 一般所得者 （①および③以外の方）		18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 [多数該当：44,400円]
③ 低所得者	Ⅱ（※1）	8,000円	24,600円
	Ⅰ（※2）		15,000円

※1：被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合

※2：被保険者とその扶養家族全ての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合

「マネパ」求めてBNPL利用

BNPL(Buy Now Pay Later)とは、今買って後で払うことの略で主にクレジットカード以外の後払いのサービスを指します。

今や1990年代半ば以降に生まれたZ世代の4人に1人は、BNPLを利用しています。電話番号やメールアドレスを入力するだけで後払い決済ができるので、タイパ(タイムパフォーマンス)を重視し、さらには、マネパ(マネーパフォーマンス)を重視する若年層に注目されています。

マネパは自分が得たい体験やモノをどう効率よく手に入れるかを賢く考え、お金の管理にも効率性を求めています。アプリですぐに視覚的に何にいくら使ったのか確認でき、使いすぎを防ぐために限度額を自由に設定できるサービスなどが提供されています。

BNPLの仕組みとしてはネットショップの購入画面で購入者がBNPLを決済方法と

して選択するとお金のやり取りなしに購入手続きが完了します。

その後、BNPL事業者が加盟店に決済手数料を除く決済額を立替払いし、加盟店は入金確認後、通常通り商品の発送作業に進みます。購入者が後からBNPL事業者に代金を支払います。指定された日までにコンビニで支払う、あるいは指定された銀行口座に購入額を振り込むのが一般的で、手元の現金が不足していても、またクレジットカードを所有できない層でも、手数料がかからず高額な商品でも分割して支払えることから人気を集めています。

決済手数料を加盟店が負担する点は導入する際に懸念されますが、若年層の需要に応えるため、また今以上に幅広い利用者層に拡げ客単価アップを狙うためには、今後押さえておきたい決済方法です。今後、国内で更に浸透させるには利用者保護にも取り組む必要はありそうです。

スーパーマーケット白書

一般社団法人全国スーパーマーケット協会が年1回発表している「スーパーマーケット白書」というものがあります。

身近な存在であるスーパーで、それぞれの月にどんなものが売れたかというデータの他、来客数や客単価平均、クレジットカードや電子マネーなど決済手段導入率、ポイントカード導入率などもわかります。

たとえば、コロナ禍の2020年には納豆やキムチ、ヨーグルトなどの発酵食品が良いのではないかとということで売り上げが伸び、2021年にはプロテインや麦芽飲料などがコロナ太りの影響で売れ、2022年は記録的な猛暑によりアイスなど夏物商品が特需、物価高による買上点数の減少、コロナ禍が落ち着いたゆえの帰省客、旅行客の増加などで惣菜系の売上アップなどと、キーワードが記されています。

世の中の動向が反映されており、仕事に役立つ情報があるかも？！

一読をお勧めします。

7にまつわる話

7月の行事といえば「七夕」ですね。

日本では他に七草がゆや七福神詣といった「7」が縁起のよい幸せな数字とされています。7といえば、ラッキーセブンが思い浮かびますが、もともとアメリカのメジャーリーグで7イニング目の攻撃を意味します。1885年、シカゴ・ホワイトストッキングス(当時)の優

勝がかかった試合の7回、平凡なフライが風に乗りホームランとなり、これが決め手で優勝を果たしたことから「lucky seventh」と表現したことが端緒とされています。

中国では、「7」は不吉な数字とされ、その影響で法要は7日ごとだったりしますが、日本独自の7に対する価値観を大切に日常生活に縁起を担いで幸せな気持ちに脳を働かせるのもいいのではないのでしょうか。